

【件名】

デリー準州における制限措置の見直し

【本文】

1 20日、デリー準州政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた制限措置について、感染者数及び陽性率の改善を受けた見直し措置を発表しました。新たな措置は、6月28日午前5時まで適用されます。

2 学校、集会、スポーツ施設、映画館、遊園地、宴会場等は引き続き閉鎖／禁止されます。

3 新たに許可される活動には次のものが含まれます（ただし、一定の制限あり）。

- ・ レストラン（座席数の50%まで、午前8時から午後10時まで）
- ・ バー（座席数の50%まで、正午から午後10時まで）
- ・ 公園、庭園、ゴルフクラブ及び屋外でのヨガ（ただし、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、消毒液の使用等のコロナ対策措置がとられること。）

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス

○領事関連事項 jpemb-cons@nd.mofa.go.jp

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど jpemb-visa@nd.mofa.go.jp

※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>